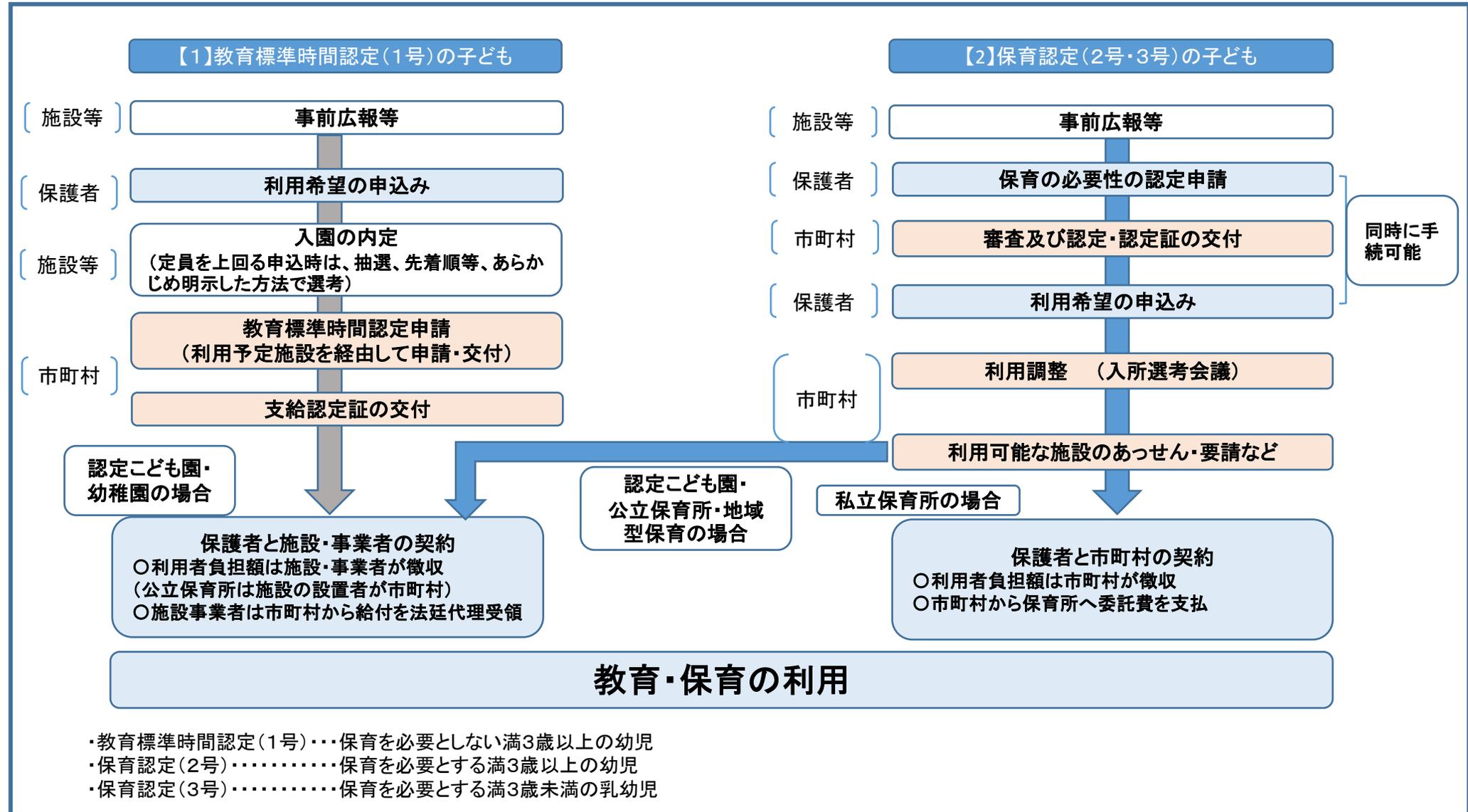


「入所選考会議(子ども・子育て会議)」

平成27年6月11日 田辺市子ども・子育て会議 追加資料

教育・保育の利用の流れ



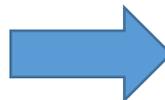
保育の必要性の認定基準について

【1】事由について

現行の「保育に欠ける」事由

児童の保護者及び同居の親族その他の人が以下のいずれかの事由に該当し、当該児童の保育をすることができないと認められる場合に限られる。

- ①家庭外で労働することを状態としていること。
(1日4時間以上かつ1ヶ月に7日以上働いていること)
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを状態としていること。
(農業、自営業等1日5時間以上働いていること)
- ③妊娠中であるか又は出産後間がないこと(産前・産後2ヶ月ずつ)
- ④疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ⑤長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること
- ⑥震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること
- ⑦その他、上記①～⑥に類する状態にあること



新制度における「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。

- ①就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間労働は除く)
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院している親族の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学(職業訓練学校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合

- ◆就労事由については、その下限時間の設定について、つぎのとおり市町村において定めることとされている。
・保育の必要性に係る就労とは、1月48時間から64時間までの範囲内で、市町村が定める時間の就労とする。

《本市の対応》

本市における現状として、1日4時間かつ月7日以上の基準及び現状の就労形態を踏まえ、月48時間の就労を下限として定める。